五　法第四十六条第二項第六号に掲げる事項　次のイ又はロに掲げる事項の区分に応じ、当該イ又はロに定める書類
イ　規則第六十五条第一項第一号に規定する工事に相当する工事　規則第六十六条第一項に定める様式第四十九の工事計画（変更）届出書及び同項各号に掲げる書類
ロ　規則第六十五条第一項第二号に規定する工事に相当する工事　規則第六十六条第二項に定める様式第四十九の工事計画（変更）届出書及び同項各号に掲げる書類
六　法第四十六条第二項第七号に掲げる事項　次のイ又はロに掲げる事項の区分に応じ、当該イ又はロに定める書類
イ　新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法施行規則（平成九年通商産業省告示第六百四十三号。以下この号において「要綱」という。）第二条第一項に規定する事業　要綱第二条第一項に定める様式第一の利用計画に係る認定申請書及び同条第二項各号に掲げる書類
ロ　要綱第二条第二項に規定する事業　要綱第二条第二項に定める様式第一の利用計画に係る認定申請書及び同条第二項各号に掲げる書類

附　則

この告示は、法附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日（平成二十四年五月三十日）から施行する。

○国土交通省告示第六百四十八号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第七十一条の三第十四項の規定により、独立行政法人都市再生機構が施行する八千代都市計画事業西八千代北部特定土地区画整理事業の事業計画の変更（第二回）の認可をしたので、第七十一条の三第十五項において準用する同条第十一項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十四年五月三十一日

国土交通大臣　前田　武志

一　施行者の名称　独立行政法人都市再生機構
二　事業施行期間　平成十四年一月十八日から平成三十一年三月三十一日まで
三　施行地区　千葉県八千代市大和田新田字八王寺台、字坪井向、字石亀台及び字庚申山並びに吉橋字八王子向及び字宮ノ前の全部の区域並びに大和田新田字仲木戸前及び字八幡後並びに吉橋字宮ノ下、字前畑、字東向、字新山、字石神、字西芝山及び字西内野の各一部
四　土地区画整理事業の名称　八千代都市計画事業西八千代北部特定土地区画整理事業
五　事務所の所在地　千葉県八千代市緑が丘一―千百二十―三
六　施行規程及び事業計画の認可の年月日　平成十四年一月十八日
七　事業計画の変更（第二回）の認可の年月日　平成二十四年五月三十一日

○国土交通省告示第六百四十九号

船員法施行規則（昭和二十二年運輸省令第二十三号）第二十八条第一項の規定に基づき、平成十四年国土交通省告示第五百九十三号（船員法施行規則第二十八条第一項の運輸支局及び海事事務所を指定する件）の一部を次のように改正し、公布の日から適用する。

平成二十四年五月三十一日

国土交通大臣　前田　武志

「関東運輸局東京運輸支局」を削り、「関東運輸局千葉運輸支局」の次に「関東運輸局東京運輸支局」を、「中国運輸局尾道海事事務所」の次に「九州運輸局下関海事事務所」を、「九州運輸局大分運輸支局」の次に「九州運輸局宮崎運輸支局」を加える。

○国土交通省告示第六百五十号

小型船造船業法施行規則（昭和四十一年運輸省令第五十四号）第二十六条の規定に基づき、同規則第二十三条第三項第二号に規定する登録講習実施機関から登録事項の変更の届出があったので、同規則第三十六条第二号の規定により公示する。

平成二十四年五月三十一日

国土交通大臣　前田　武志

小型船造船業法施行規則第二十六条の規定に基づき登録講習実施機関から登録事項の変更の届出があった件

1　変更の届出に係る登録講習実施機関の名称
社団法人日本中小型造船工業会

2　変更に係る登録事項
一　住所　東京都千代田区霞が関三丁目八番一号
二　代表者の氏名　檜垣　清隆
三　登録講習事務を行う事務所の所在地　東京都千代田区霞が関三丁目八番一号

○国土交通省告示第六百五十一号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

平成二十四年五月三十一日

国土交通大臣　前田　武志

第1　起業者の名称　国土交通大臣
第2　事業の種類　一級河川那賀川水系那賀川長安口ダム改造工事及びこれに伴う附帯工事
第3　起業地
1　収用の部分　徳島県那賀郡那賀町大戸字谷口ノ上ミ、字谷口及び字荒瀬並びに小浜地内
2　使用の部分　徳島県那賀郡那賀町古屋字堂見谷、大戸字榎ノ平ラ、字ビヤシキ、字長サコ、字谷口ノ上ミ、字谷口及び字荒瀬並びに小浜地内
第4　事業の認定をした理由
申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。
1　法第20条第1号の要件への適合性
申請に係る事業は、徳島県那賀郡那賀町古屋、大戸及び小浜地内において施行する「一級河川那賀川水系那賀川長安口ダム改造工事及びこれに伴う附帯工事」（以下「本件事業」という。）である。
本件事業のうち、「一級河川那賀川水系那賀川長安口ダム改造工事」（以下「本体事業」という。）は、河川法（昭和39年法律第167号）第3条第1項に規定する河川のうち、一級河川に関する事業であり、法第3条第2号に掲げる河川法が適用される河川に関する事業に該当する。また、本体事業の施行に伴う附帯工事として行う工事用道路等の設置工事は、法第3条第35号に掲げる事業に該当する。
したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。
2　法第20条第2号の要件への適合性
一級河川の管理は、河川法第9条第1項の規定により国土交通大臣が行うものとされており、本件事業は同条第2項に基づく指定区間内に含まれていないことなどから、起業者である国土交通大臣は、本件事業を遂行する充分な意思と能力を有すると認められる。
したがって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。
3　法第20条第3号の要件への適合性
(1)　得られる公共の利益
一級河川那賀川水系那賀川（以下「那賀川」という。）は、その源を徳島県那賀郡に位置する剣山山系ジロウギュウに発し、坂州木頭川、赤松川等の諸支川を合わせながら那賀川平野に出て、派川那賀川を分派して紀伊水道に注ぐ、幹川流路延長125km、流域面積874km²の河川である。
那賀川は、その下流域に阿南市街地を擁し、治水上重要な河川であるが、上流域が台風の常襲地帯であることから、上流域の平均年間降水量は3,000mmを超え、下流域もそのほとんどが2,000mmを超える地域であり、豪雨による洪水により、頻繁に浸水被害が発生している。昭和25年9月のジェーン台風により、那賀川流域は、戦後最大流量の洪水に見舞われたほか、近年では平成16年10月の台風23号による洪水により、床上浸水107棟及び床下浸水93棟の被害が発生している。
那賀川の治水対策は、平成18年4月に那賀川水系河川整備基本方針が、平成19年6月に那賀川水系河川整備計画（以下「整備計画」という。）がそれぞれ策定され、整備計画に基づき、昭和25年9月のジェーン台風による洪水と同規模の洪水に対応するため、基準地点である古庄における目標流量を9,000m³／秒とし、そのうち500m³／秒を本件事業により調節し、河道への配分流量を8,500m³／秒（以下「河道配分流量」という。）とすることを目標として、順次無堤地区の築堤等の河川改修が実施されている。
本件事業は、整備計画に基づき、既設の長安口ダムについて、洪水調節容量を現行の1,096万m³から1,200万m³とするに当たり、洪水調節に必要な放流能力を増強するためにゲートの新設等の改造工事を行うものであり、本件事業の完成により、洪水調節機能の向上が図られ、無堤地区の築堤等の河川改修と相まって、基準地点の古庄において、河道配分流量を安全に流下させることが可能となることから、那賀川流域における洪水被害の軽減に寄与することが認められる。